

【令和7年度】『介護保険負担限度額認定』のご案内

介護保険施設を利用する場合の居住費（滞在費）と食費は、原則自己負担となります。
ただし、次の低所得の要件を満たす方は、これらの費用を軽減することができます。

【対象となるサービス】 有料老人ホーム、グループホーム及びデイサービス等は対象外です。

○介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護医療院）への入所

○ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）の利用

【認定要件】 各負担段階の所得要件及び預貯金額に該当する方が対象になります。

負担段階	所得要件		預貯金額等（夫婦の場合）※3
第1段階	生活保護受給者		預貯金等の要件なし
	世帯全員が 市民税非課税 ※1	老齢福祉年金受給者	1,000万円以下 (2,000万円以下)
第2段階		〈合計所得金額+年金収入額〉（※2）が80.9万円以下の人	650万円以下 (1,650万円以下)
第3段階①		〈合計所得金額+年金収入額〉（※2）が80.9万円超120万円以下の人	550万円以下 (1,550万円以下)
第3段階②		〈合計所得金額+年金収入額〉（※2）が120万円超の人	500万円以下 (1,500万円以下)

※1 別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税である必要があります。

※2 令和6年1月1日～令和6年12月31日までの期間の額で判定します。非課税年金も含まれます。

※3 65歳未満の2号被保険者の資産の状況は単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下

【提出書類】 ※申請書類は、相模原市ホームページ及び窓口（P3参照）に用意してあります。

ご本人様が高齢のため、申請書や同意書に記入ができない場合、同意が得られていれば、ご家族様や介護事業所の職員が記入しても構いません。委任状等は不要です。

- 1 申請書…被保険者に配偶者がいる場合は、配偶者の情報も記入してください。
- 2 同意書…被保険者に配偶者がいる場合は、配偶者の情報も記入してください。
- 3 預貯金額等がわかるものの写し（通帳のコピー等）※生活保護受給者は添付不要
提出物については下記の「対象となる資産の例」と裏面をご確認ください。
配偶者がいる場合は配偶者分も提出が必要です。
- 4 その他…後見人等による申請の場合は、登記事項証明書の写しを添付してください。

「対象となる資産の例」

<資産項目>	<提出物>
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（ <u>口座番号等が分かるページ</u> 、 <u>申請日時点の最終残高を含む2か月程度の明細が分かるページ</u> 、 <u>定期預金（残高0でも必要）等のページ</u> ） ※紛失時は残高証明書等でも可
有価証券（株式・国債地方債など）	有価証券を管理する証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀（積立購入を含む）など、 購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書など申請時点での負債金額が確認できる書類 預貯金額等から差し引くことができます。

- ・インターネットバンキングやネット銀行の場合は該当するウェブサイトの写しでも可能
- ・生命保険、自動車、不動産、貴金属（腕時計・宝石などの時価評価額の把握が困難なもの）は対象外

預貯金通帳の写しの提出について

本人及び配偶者（別世帯含む）がお持ちの通帳の写しをご提出ください。
 複数の口座をお持ちの場合は、残高の多少に関わらず、全ての通帳の写しが必要です。
 必要なページは次のとおりです。コピーを取る前には必ず記帳してください。
 なお、通帳の写しはA4サイズの下紙にコピーしてご提出ください。

（１）金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号が分かるページ（表紙をめくったページ）

※ゆうちょ銀行の場合は記号・番号が記載されているページ

総合口座

おなまえ
サガミ タロウ

店番号	111	普通預金口座	1234567
		定期預金口座	1234560

〇〇銀行
〇〇支店

（２）普通預金のページ ※総合口座など、定期預金等がある通帳の場合は（３）も必要です。

- ・申請日時点の最終残高を含む2か月程度の明細が分かるページが必要です。
- ・年金振込口座は、直近の年金振り込みが確認できるページが必要です。
- ・取引がないことにより、最新の日付が申請日より1か月以上前の場合は、余白に「以後、取引なし」と記入。

普通預金

年月日	お預かり	お支払	残高
2- 6- 5	電気	9,000	*1,000,000
2- 6-15	150,000	年金	*1,150,000
2- 6-20	30,000	振込	*1,180,000
2- 6-25	通帳	50,000	*1,130,000

（３）定期預金等のページ

- ・総合口座など、定期預金等がある通帳の場合は、利用がなくても、白紙の1ページ目の写しを添付してください。ページそのものがない場合は、添付不要です。

定期預金

番号	預入日	利率	お預り金額	満期日
1	19-05-22	0.30%	*1,500,000	29-05-22
2	20-09-22	0.35%	*1,000,000	30-05-22

【窓口で申請する場合】 受付時間は平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時

●緑高齢・障害者相談課（緑区合同庁舎3階）	042-775-8812
●城山福祉相談センター（城山総合事務所本館 1 階）	042-783-8136
●津久井高齢・障害者相談課（津久井保健センター 1 階）	042-780-1408
●相模湖福祉相談センター（相模湖総合事務所2階）	042-684-3215
●藤野福祉相談センター（藤野総合事務所2階）	042-687-5511
●中央高齢・障害者相談課（ウェルネスさがみはらA館 1 階）	042-769-8349
●南高齢・障害者相談課（南保健福祉センター 1 階）	042-701-7704

【郵送で申請する場合】

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 介護保険課 総務・給付班 042-707-7058

【問合せ先】

申請書の書き方や必要な書類等のご質問は、相模原市コールセンターまでお願いいたします。

●相模原市コールセンター 042-770-7777

（受付時間は午前8時～午後9時 年中無休）

【よくあるご質問】

- Q1 本人が高齢のため、申請書や同意書に記入ができません。家族が記入しても大丈夫ですか？
A1 ご本人様の同意が得られていれば、ご家族様や介護事業所の職員が記入しても構いません。委任状等は不要です。
- Q2 申請してから、どのくらいで結果通知が届きますか？
A2 介護保険課に申請書類が到着してから約2週間で普通郵便にて発送しています。他市から転入された場合や、要介護認定の新規申請中の場合は認定までに時間がかかることがあります。
- Q3 既に認定を受けているか、受けている場合は審査結果を教えてくださいか？
A3 認定の有無や審査結果については個人情報保護のためお答えしていません。認定証を紛失している場合は、再交付の申請を行ってください。
- Q4 転居した場合は申請が必要ですか？
A4 あらためて、介護保険負担限度額認定の申請が必要になります。被保険者証と異なり、自動では送付されません。通帳の写しなどは省略できますが、申請書裏面の資産の申告は必要です。

【参考：施設サービスにおける負担限度額】

利用者 負担段階	負担段階の要件		預貯金等の 資産の状況（※3）	居住費				食費 （※5）
				ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室 （※4）	多床室	
第1段階	生活保護受給者		預貯金等の要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
	世帯全 員が市 民税非 課税 （※1）	高齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下					
第2段階		合計所得金額+年金収入額（※2） が80.9万円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	550円	550円 (380円)	430円	390円 (600円)
第3段階①		合計所得金額+年金収入額（※2） が80.9万円超120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 (1,000円)
第3段階②		合計所得金額+年金収入額（※2） が120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 (1,300円)

※1 別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税である必要があります。

※2 非課税年金も含みます。

※3 65歳未満の2号被保険者の資産の状況は単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下

※4 特別養護老人ホーム・短期入所生活介護を利用した場合は（ ）内の金額となります。

※5 短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額となります。

【注意点】

- 1 認定を受けた場合は、申請書を受理したその月の初日からの適用となります。申請書を受理した月より前にさかのぼって適用することはできません（生活保護を受けている場合を除く）。
有効期間は毎年7月 31 日までです。引き続きご利用される場合は、毎年申請が必要になります。
- 2 他市区町村で既に認定を受けていても、相模原市へ転入した場合は、再度申請の手続きが必要となります。
- 3 適切な申告を担保するために、審査決定後においても、配偶者の有無やその課税状況、金融機関への資産調査を実施します。基準を上回る所得・資産であったことが判明した場合は、給付を受けた金額の返還だけでなく、場合によっては加算金も課されます。